

社会福祉法人 大阪市東成区社会福祉協議会の概要

1 社協の組織(社会福祉法に規定)

- ・全国社会福祉協議会→都道府県社会福祉協議会→市区町村社会福祉協議会
→校下社会福祉協議会（法人ではない）
- ・(社福)大阪市社会福祉協議会 → (社福)大阪市東成区社会福祉協議会
→校下社会福祉協議会（11校下・法人ではない）

2 東成区社会福祉協議会の組織

- ・沿革
昭和26年1月 創立
平成4年11月 社会福祉法人認可
平成9年6月 東成区在宅サービスセンター竣工
- ・会員
地域の各種団体 67団体
賛助会員 1190会員
- ・役員
理事 理事15名(会長1名、副会長1名)
監事 監事2名
評議員 評議員40名
- ・事務局
別紙の組織図参照

3 会議

理事会・評議員会：3月（予算）、5月（決算）のほか、必要に応じて開催
校下社協会長会：随時開催

4 役員の任期及び選出方法

任期：2年（平成22年6月1日～平成24年5月31日）
24年5月改選予定

役員の選出方法

理事、監事は評議員会において選任

会長、副会長は理事の互選

評議員は理事会の同意を得て、会長が委嘱

顧問、相談役、参与は理事会の同意を得て会長が委嘱

5 主な事業

・地域福祉活動推進事業

地域福祉活動の支援、広報紙の発行、車椅子貸し出し、ふとん丸洗い・乾燥サービス、アクションプランの推進、ふれあい広場・社会福祉講演会の実施等を行っている。

・地域福祉アクションプラン

平成 18 年 3 月策定。現在、区役所と合同事務局としてプランの推進を図っている。

19 年度からおまもりネット手帳事業（モデル事業、現在 8 校下）を実施。

・ふれあい広場

毎年 1 1 月第一土曜日に開催。アクションプランのなかでも区社協の活動として位置づけられている。企画を福祉関係団体・施設等で構成する実行委員会で決定し、区民センター等で展示・発表や食事サービス委員会の弁当販売等を行なっている。参加者は約 1 2 0 0 人。

・ふれあい食事サービス事業

10 校下で実施。市補助金により校下社会福祉協議会の事業として、食事サービス委員会・ボランティアにより高齢者に会食・配食を行なっている。

・地域包括支援センター

平成 1 8 年 4 月の介護保険法の改正により大阪市から受託し、運営を行なっている。

介護予防ケアマネジメント業務、総合的な相談支援業務や権利擁護業務、高齢者の状態の変化に対応した包括的・継続的マネジメント支援業務等を行っている。

平成 24 年 4 月より、区内を 2 分割し、新たな**地域包括支援センター**が設置される予定。

・介護予防事業

特定高齢者と判定された人に対し、地域包括支援センターで作成した介護予防ケアプランに従って、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の改善向上、閉じこもり等(特定高齢者に該当しない人も参加できる)予防事業を行っている。主に、区在宅(3 階)で機器を利用したトレーニングや、老人憩いの家で、閉じこもり等予防事業の講習会を実施。

・通所介護(デイサービス)事業

大阪市の補助事業として開始。平成 1 2 年介護保険法が制定され独立採算事業となる。

平成 1 5 年度まで黒字であったが、介護保険法が改正にあり、赤字となっていたが、19 年度に黒字に転換。自主運営。

・福祉サービス利用援助(あんしんさぽーと)事業

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分で支援が必要な場合、日常金銭管理等を行なう。

・子ども・子育てプラザ事業

平成 18 年 5 月末の勤労青少年ホームの廃止に伴い、同年 7 月から大阪市から子ども・子育てプラザの運営を受託し、乳幼児期の親子が集える場の提供、講座・教室の開催、イベント開催による世代間交流事業を行うほか、子育ていろいろ相談センターとともに、子育てサークルへの活動支援なども行っている。

- ・ **老人福祉センター事業**

平成 18 年 4 月から指定管理者(4 年間)となり、老人福祉センターを管理運営している。各種相談の実施、健康維持・教養の向上・レクレーションのための講座等の実施、自主サークルの支援、老人クラブへの支援を行っている。

6 所在地等

東成区大今里南 3-11-2 東成区在宅サービスセンター内

- ・ 東成区社会福祉協議会は、平成 9 年まで、区役所に事務所があったが、在宅サービスセンターの建設に伴い転居

区社会福祉協議会、大阪市社会福祉協議会、大阪市との関係

- ・ **事業**

区社会福祉協議会(区社協)の独自事業は、地域福祉活動推進事業、車椅子貸出事業等である。大阪市からの委託、補助事業が多い。

- ・ **職員**

区社協の職員は、市社協で、採用され出向により区社協に配属となっている者が多い。他に、大阪市派遣職員(事務局長・包括支援課長/保健師)、市OB職員、区社協採用の嘱託職員、非常勤職員と採用形態は多様である。

- ・ **財政**

区社協の自主財源は、賛助会費、福祉募金、介護保険収入等である。
区社協が、行う事業の多くは、大阪市からの交付金、受託金、補助金で賄われている。